

大正区役所情報共有化委員会設置要綱

最近改正:令和4年5月 11 日

(設置)

第1条 大正区役所の強み・価値を発見し、組織全体に水平展開するため情報の共有化を推進するとともに、その強み・価値を向上・促進させる取り組みを支援することによって、効率的・効果的な業務執行を可能とし、区民の信頼と共感を得るため、大正区役所情報共有化委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1)情報の共有化に向けた取り組みに関すること
- (2)所属情報紙の作成・発行に関すること
- (3)その他、大正区役所の強み・価値の発見・向上に関すること

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員の数は概ね別表のとおりとし、原則として行政職3級相当の職員の中から各課長・担当課長が推薦する。
- 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 任期中に委員が欠けた場合は、必要に応じ補充する。
- 7 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が隨時委員を召集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から1年間試行実施する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から1年間試行実施する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から1年間試行実施する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 23 日から施行する。

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

別表	
総務課	1名
地域協働課	1名
窓口サービス課(住民登録、戸籍)	1名
窓口サービス課(保険年金)	1名
保健福祉課(福祉、介護保険)	1名
保健福祉課(健康づくり、保健活動)	1名
保健福祉課(こども・教育)	1名
保健福祉課(生活支援)	1名